

諸制度改正に伴う専門家派遣等事業のご案内(募集)

中央会では、会員組合を対象に令和3年度諸制度改正に伴う専門家派遣等事業の実施組合を募集しています。

本事業は、諸制度改正等に関連した多様なテーマに対応した専門家の派遣を行います。

1. 事業内容

デジタル化推進、働き方改革への対応、事業再構築支援の施策、人材育成、事業継続力強化計画の策定、生産性の向上、事業承継、その他新型コロナウイルス感染症による影響への対応など、会員組合及び組合員企業の経営改善等に資する専門家を派遣します。

2. 補助対象者

本事業の対象者は、本会の会員組合であって次の要件を備えている組合です。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1) 事業協同組合（連合会を含む） | 2) 事業協同小組合（連合会を含む） |
| 3) 商店街振興組合（連合会を含む） | 4) 企業組合 |
| 5) 協業組合 | 6) 商工組合（連合会を含む） |

3. 補助対象組合の要件

- ①事業及び組織運営が適切に行われていること。
- ②実施年度、本事業と同様の内容の事業について、国等から助成を受けていないこと。

4. 補助金額及び補助対象経費

(1) 補助金額等

事業費 62,000円（62,000円を上限）

(2) 募集数 4組合

(3) 補助対象経費

本事業における補助対象経費は、謝金、旅費、借料(会場借料)です。

5. 補助対象組合の決定

奈良県中央会補助対象組合選定委員会において、事業実施の必要性、事業内容の妥当性、実施効果等の観点、事業経費使途の適切性について評価し、総合評価のうえ補助対象組合を決定します。

6. 補助事業の実施期間

交付決定日から令和4年1月20日まで

7. 受付期間・申請書類の提出

令和3年6月7日（月）～6月25日（金）まで受付。

申請を希望される組合には、応募書類等を送付いたしますので、下記までご連絡ください。

※何かありましたら、担当の指導員までお声掛けください。

問い合わせ先 奈良県中小企業団体中央会 業務課

電話 0742-22-3200 FAX 0742-26-0125